

新型コロナウイルス感染症に関する 傷病手当金の支給基準等

Q1. 傷病手当金の支給対象となる「被用者（給与の支払いを受けられている方）」とは、具体的にどんな人ですか。

A 法人事業所の事業主および従業員、個人事業所の従業員が該当し、個人事業所の事業主は該当しません。なお、ここでの法人事業所・個人事業所については、当国保組合以外の事業所も含みます（パートやアルバイト先）。

Q2. 「支給対象となる方」に「(75歳以上の方を除く)」とありますが、なぜですか。

A 傷病手当金は、被保険者として加入している医療保険者から支給されます。75歳以上の方は、被保険者としては後期高齢者医療制度に加入されていますので、一般の新型コロナウイルスに関する傷病手当金については、お住いの役所にお問い合わせください。

Q3. 支給申請書はどのようなものですか。

A 以下の4種申請書を提出していただきます。

- ・組合員記入用……ご希望の振込先などをご記入いただくものです。
- ・被保険者記入用…医療機関受診の有無や、具体的な症状、療養のため勤務できなかった期間などをご記入いただくものです。医療機関を受診していない場合、記載内容に誤りがないかを事業主に証明していただく欄があります。
- ・事業主記入用……勤務状況や賃金支払状況などをご記入いただくものです。
- ・医療機関記入用…発症日や診療日、勤務不能と認めた期間などをご記入いただくものです。医療機関を受診していない場合は不要です。

Q4. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合でなければ、支給対象となりませんか。

A 発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合も対象となります。結果として感染していなかったことが判明した場合であっても、支給を取り消すことはありません。

Q5. 医療機関を受診していなければ支給対象となりませんか。

A 発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診せず自宅療養を行っていた期間も対

象となります。なお、医療機関を受診しないまま体調が改善した場合などは、その旨を支給申請書にご記入いただき、その記載に誤りがないことを事業主に証明していただきます。

Q6. 症状が改善したあとも事業主からの指示等により勤務しない期間があった場合、その期間も支給対象となりますか。

A 傷病手当金は「療養のため勤務することができないとき」に支給するものであるため、症状改善後の期間は支給対象となりません。

Q7. 無症状ではあるが、感染者と濃厚接触したために自宅待機となった場合は、支給対象となりますか。

A 傷病手当金は「療養のため勤務することができないとき」に支給するものであるため、感染者の濃厚接触者であっても、無症状の場合は支給対象となりません。

Q8. 感染の疑いはないが、自治体からの外出自粛要請や休業要請、事業主からの指示で勤務しなかった場合は、支給対象となりますか。

A 傷病手当金は「療養のため勤務することができないとき」に支給するものであるため、自治体からの要請や事業主からの指示であったとしても、感染の疑いがない（無症状である）場合は、支給対象となりません。

Q9. 支給対象となる期間はいつですか。

A 「勤務する予定だったが、勤務できなかった日」を起算日として、休みの日が3日間連続したとき（この連続した3日間を「待機期間」といいます）、その翌日以降の「勤務する予定だったが、勤務できなかった日」が支給対象となります。詳しくは、別紙「待機期間について」をご覧ください。

また、今般の傷病手当金の適用期間は令和5年5月7日までであるため、支給対象期間の開始日は令和5年5月7日までの日付である必要があります。

なお、適用期間の最終日である令和5年5月7日を超えて「療養のため勤務することができない」状態が継続した場合、支給開始日から最長で1年6か月間は支給を継続します。詳しくは、別紙「支給開始日から最長で1年6か月間」とは」をご覧ください。

Q10. 支給額の計算に用いる「直近の過去3か月の給与等収入の合計額」および「直近

の過去3か月の就労日数」はどのように把握するのですか。

- A 申請書（事業主記入用）に、給与等の支払額や勤務状況などをご記入いただきます。なお、直近の過去3か月間に複数の事業所に勤務していた場合は、それぞれの事業主に申請書（事業主記入用）を記入していただく必要があります。

Q11. 「給与等収入」にはどのような収入が該当しますか。

- A 基本給（月給・日給・時給）のほか、残業手当・役職手当・家族手当・住宅手当等の各種手当が該当します。ただし、通勤手当は除きます。
また、3か月を超える期間ごとに支給される賞与は、「給与等収入」には含みません。

Q12. 直近の過去3か月間に給与等収入が一切ない場合でも、傷病手当金は支給されますか。

- A 支給額の計算における「1日あたりの支給額」が0円となるため、支給対象となりません。

Q13. 1日あたりの支給額の上限が30,887円なのはなぜですか。

- A 厚生労働省から、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を上限とするよう通知があり、その金額が30,887円となるためです。

Q14. 支給額の計算における、「ただし、給与等の全部または一部を受けることができる場合は、その金額を控除します。」とはどのようなことですか。

- A たとえば、「勤務する予定だったが、勤務できなかった日」が有給休暇または特別休暇等として扱われ給与等が全額支給される場合は、傷病手当金の支給対象となりません。
また、特別休暇等として給与等を一定額支給される場合は、その金額を傷病手当金から控除します。

（例）

1日あたりの給与等収入	1日あたりの収入 ×2/3	1日あたりの特別休暇等手当	1日あたりの傷病手当金支給額
10,000円	6,667円	5,000円	1,667円
10,000円	6,667円	7,000円	不支給

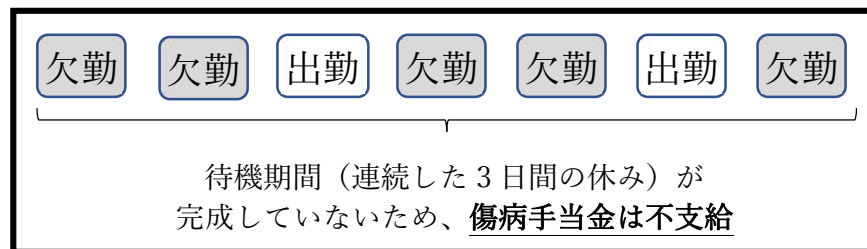
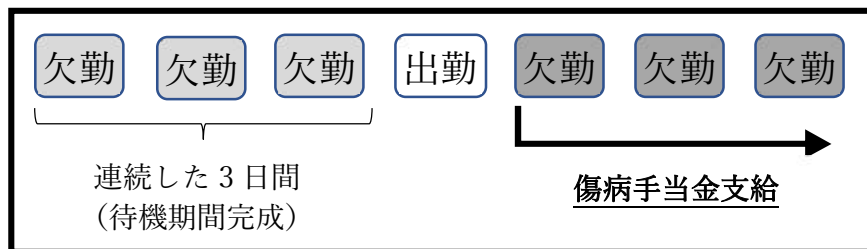
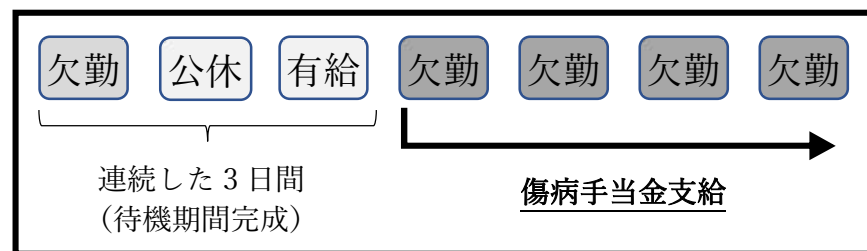
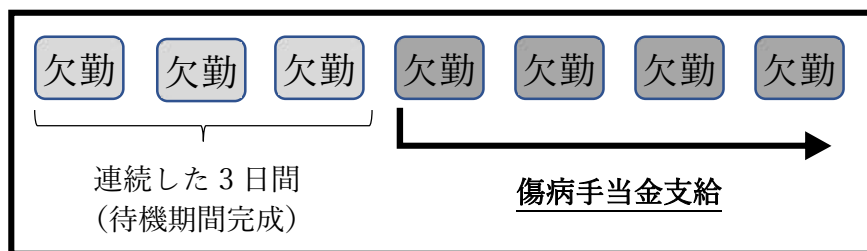
Q15. いつ申請すればいいですか。

A 未来に向かっての見込みを含む申請はできませんので、申請期間経過後に申請してください。

Q16. 申請の締切日はいつですか。

A 傷病手当金を受ける権利は、支給対象日ごとにその翌日を起算日とし、起算日から2年を経過したとき時効によって消滅します。そのため、支給対象期間の開始日の翌日から2年を経過するまでに申請をいただければ、時効による受給権の消滅はありません。

傷病手当金は、待機期間（「勤務する予定だったが、勤務できなかった日」を起算日として、3日間連続して休んでいること）を満たした上で、4日目の休みの日から支給されます。待機期間の考え方は、以下のとおりです。



- ・ 公休日（土日祝等）および有給休暇日についても、待機期間に含めることができます。
- ・ 待機期間が完成したら、何日か出勤しても、その後の欠勤日が支給対象となります。

傷病手当金が支給されるのは、支給開始日から最長で1年6か月間です。支給開始日から1年6か月の期間中に今般の傷病手当金の支給要件を満たした日についてのみ、支給されます。

